

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成30年10月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹

# 平成30年度財政援助団体監査報告

## 第1 監査の対象団体及び所管部署

団体名 柳川市地域公共交通協議会  
所管部署 総務部企画課

## 第2 監査の期間

平成30年8月2日から平成30年9月28日まで

## 第3 監査の目的及び方法

監査は、平成29年度の当該財政援助団体の出納その他事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、所管部署の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを観点とし、関係書類等の提出を求め、また、事情聴取を行い実施した。

## 第4 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹（識見監査委員）  
近藤 末 治（議選監査委員）

## 第5 監査対象団体の概要

### 1 団体の目的等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図り、地域の実情に応じた公共交通体系の実現に必要な事項を協議するため、柳川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。（柳川市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第1条）

### 2 市との関係

#### (1) 負担金

市は、協議会に対し負担金を支出している。

ア 負担金の名称 柳川市地域公共交通協議会負担金

イ 平成29年度の負担金額 1,513,200円

#### (2) 組織

規約第4条第2項で「協議会の委員は次に掲げる者とする。」として列挙された中に「市長又は市長の補助機関である職員」とあり、平成29年度は副市長が委員に就任し、委員の互選により副会長となっている。

#### (3) 事務局

協議会の業務を処理するため、総務部企画課に事務局が置かれている。（規約第10条）

### 3 組織及び役員

#### (1) 組織

協議会は委員 20 人以内をもって組織し、協議会の委員は次に掲げる者とするとしており（規約第 4 条）、平成 29 年度は 19 人で構成されている。

- ア 市長又は市長の補助機関である職員
- イ 公共交通事業者及びその組織する団体において選出された者
- ウ 市民代表
- エ 南筑後県土整備事務所長又はその指名する者
- オ 柳川警察署長又はその指名する者
- カ その他協議会が必要と認める者

#### (2) 役員

協議会に次の役員が置かれている。

- ア 会長 1 人
- イ 副会長 1 人
- ウ 監事 2 人

### 4 事業の概要

#### (1) 財政状況

平成 29 年度の協議会の決算は下表のとおりである。収入済額は 3,013,219 円、支出済額は 3,013,200 円で、差し引き 19 円が平成 30 年度へ繰り越されている。

収入 (単位:円)

款	項	目	予算現額	収入済額
1 負担金			1,513,000	1,513,200
	1 負担金	1 負担金	1,513,000	1,513,200
2 補助金			1,500,000	1,500,000
	1 補助金	1 国庫補助金	1,500,000	1,500,000
3 繰越金			12	12
	1 繰越金	1 繰越金	12	12
4 諸収入			988	7
	1 諸収入	1 雑入	988	7
収入合計			3,014,000	3,013,219

支出 (単位:円)

款	項	目	予算現額	支出済額
1 運営費			0	0
	1 会議費	1 会議費	0	0
		2 事務費		0
2 事業費			3,013,200	3,013,200
	1 事業費	1 事業費	3,013,200	3,013,200
3 予備費			800	0
	1 予備費	1 予備費	800	0
支出合計			3,014,000	3,013,200

収入済額 3,013,219円 - 3,013,200円 = 19円 (翌年度へ繰越し)

収入の主なものは本市の負担金 1,513,200 円と国庫補助金 1,500,000 円で、支出は事業費の柳川市地域公共交通網形成計画策定業務委託料 3,013,200 円のみである。

## (2) 事業実績

協議事項について、規約第 3 条に下記のとおり規定されている。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法に基づく地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 形成計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

協議会は、柳川市地域交通会議（柳川市に設置）と同時開催とされ、平成 29 年度には 5 回開催されている。

また、業務委託により、柳川市地域公共交通網形成計画の策定が行われている。

## 第 6 監査の結果

監査の結果、次のとおり是正を要する事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、口頭により注意、改善を促したので、記述を省略する。

### 【収入事務】

ア 平成 28 年度からの繰越金 12 円について、収入伝票が作成されていない。

### 【支出事務】

ア 柳川市地域公共交通網形成計画策定業務委託料の支払いについて、契約書では請求の日から起算して 30 日以内に支払うこととされているが、2 日遅延している。また、協議会からの支払いであるにもかかわらず、債権者の口座への振込みを「柳川市会計管理者」名で行っている。

### 【契約事務】

ア 柳川市地域公共交通網形成計画策定業務委託契約の締結に係る起案文書が、協議会会長ではなく、市長の決裁とされている。

### 【その他】

ア 協議会の規約に、財務に関する事項を別に定めることが規定されているが、定められ

ていない。

イ 国庫補助金の交付決定通知書が、協議会会長ではなく、市長に供覧されている。

**【要望・意見】**

協議会の事務局は本市に置かれ、本市職員がその業務を担っているものの、協議会自体は本市とは別の団体である。しかしながら、随所に市の業務と混同した不適切な事務処理が見受けられるため、協議会の業務と市の業務を明確に区分し、適切な事務処理を行うよう改められたい。

また、協議会を柳川市地域公共交通会議との合同開催とされているが、委員への謝礼及び費用弁償は全て市の一般会計からの支出とされているため、協議会と柳川市地域公共交通会議との費用負担のあり方について検討されたい。